

景観重要建造物等保存活用促進支援事業

業務委託

公募型プロポーザル

実施要領

川越市 都市計画部 都市景観課

令和2年9月

## 1 趣旨

本件は、川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略並びに川越市歴史的風致維持向上計画に位置づけられた「歴史的建造物再生・利活用マネジメントサイクル」に基づき、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする景観重要建造物等保存活用促進支援の業務を委託するものです。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名称

景観重要建造物等保存活用促進支援事業業務委託

### (2) 業務内容

別紙「景観重要建造物等保存活用促進支援事業業務委託仕様書」のとおりです。

### (3) 委託期間

契約締結日から令和3年3月22日（月）まで

### (4) 事業費限度額

15,000,000円（消費税額及び地方消費税額含む。）

## 3 担当課

川越市 都市計画部 都市景観課（担当 池田、平林）

所在地：〒350-8601 川越市元町1-3-1

電話：049-224-8811（内線3271,3272） 049-224-5961（直通）

メールアドレス：toshikeikan@city.kawagoe.saitama.jp

ホームページURL：<http://www.city.kawagoe.saitama.jp>

## 4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、川越市契約規則を順守した上、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく令和元年度・2年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本業務委託の公告の日から業務委託契約締結の日までの期間のいずれかの日においても、川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱の規定に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の

規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

- (5) 本業務委託の公告の日から業務委託契約締結の日までの期間に、川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 平成22年度から令和元年度までの間に、国・地方公共団体・国または地方公共団体が出資している法人等から当該業務と同種又は類似の業務を元請（ただし共同企業体で実施した場合は代表者に限る。）として完了した実績若しくはこれに類する実績があること。

例) 民間活用による歴史的建造物の包括的な保存・活用に関する業務、ファン組成等に関する業務、SPC組成に関する業務等

- (7) 同種又は類似のマッチングシステムの組成、ファン組成、不動産の運用、歴史的建造物の保存・活用等に関連のある相応の経験を有する者を配置すること。

※ なお、参加にあたって、協力企業の一部を再委託することを可とし、当該協力企業は複数の協力企業等となることを可とします。協力企業等がある場合は、担当させる業務内容を様式4実施体制調書及び様式5配置予定者調書に記入してください。

## 5 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおりです。

内容	期間等
公募の開始	令和2年9月4日（金）午後3時から ※市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。 ※書類等の直接配布は、都市景観課にて同日午後3時から開始します（土日休日を除く午前9時から午後5時まで）。
質問の受付	令和2年9月4日（金）午後3時から令和2年9月9日（水）正午まで ※メール送信後、都市景観課に送信確認の電話をしてください。 ※質問の回答は、令和2年9月11日（金）にホームページにて公開します。

参加申込み及び企画提案書の提出	令和2年9月4日(金)から令和2年9月23日(水) (土日休日を除く。日中対応時間は午前9時から午後5時まで。郵送の場合は9月23日(水)必着) ※企画提案書は書類提出のほか、電子データの提出
ヒアリング審査	令和2年10月1日(木)にヒアリング審査を予定しています。 ヒアリング審査の時間等の詳細案内は、令和2年9月28日(月)までに電子メールにて、企画提案書等の提出があった参加事業者に連絡します。
選考結果	令和2年10月12日(月)までに電子メールにて通知する予定です。
契約締結	令和2年10月下旬を予定しています。

## 6 参加申込み及び企画提案書の提出について

### (1) 提出書類

このプロポーザルに参加する事業者は、下記書類を1部ずつ提出してください。

	書類名	様式	備考
①	参加申込書	様式1	
②	誓約書	様式2	
③	業務経歴書	様式3	
④	実施体制調書	様式4	
⑤	配置予定者調書	様式5	
⑥	業務工程表	様式6	
⑦	企画提案書	様式7	※ページ数はA4判10ページまで(A3不可) ※書類提出のほか、電子データでの提出 ※作成した事業者名を特定できる内容の記述はしないこと
⑧	見積書	様式8	

### (2) 受付期間

令和2年9月4日(金)から令和2年9月23日(水)午後5時まで  
(郵送の場合のみ令和2年9月23日(水)必着)

### (3) 提出方法

- ・ 持参又は郵送により「都市景観課」へ提出してください。
- ・ 提案は1者につき1つの提案の提出に限ります。
- ・ 企画提案書（様式7）については書類提出のほか、電子メールに添付して提出してください。電子メールの表題は「プロポーザル企画提案書（事業者名）」としてください。
- ・ 添付ファイルを含めて一回のメール容量が5メガバイトを超える場合は、別途送付方法を指定いたしますので、「3 担当課」に事前に連絡してください。

### (4) 参加資格の確認等

提出書類を基に参加資格の確認を行います。

## 7 質問の受付

本プロポーザルの募集要項に関して質問がある場合は、「質問票（様式9）」を提出してください。

### (1) 受付期間

令和2年9月4日（金）午後3時から令和2年9月9日（水）正午まで

### (2) 提出方法

「質問票（様式9）」に必要事項を記入し、電子メールに添付して「都市景観課」へ提出してください。電子メールの標題は「プロポーザル質問（事業者名）」としてください。メール送信後、「3 担当課」に受信確認の電話をしてください。電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答いたしません。

### (3) 回答

受け付けた質問と質問の回答は、令和2年9月11日（金）に、ホームページにて公開します。

## 8 選考方法

選考は、企画提案書提出とヒアリング審査実施の上、景観重要建造物等保存活用促進支援事業業務プロポーザル審査委員会によって行います。

### (1) 評価

評価は、別紙「評価基準表」により行います。審査による評価の合計点が上位の者を受注候補者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の受注候補者として決定します。最高得点が高かった場合は、審査委員会が決定します。

なお、参加事業者が1者の場合も基準点を基に選考を行います。その場合も含め、全ての参加事業者の提案が仕様書の内容に合致しなかった場合は、再度公募を行うものとします。

受注候補者が何らかの理由により契約を行えなかった場合には、次点の者を受注候補者とします。

## (2) ヒアリング審査

ヒアリング審査を行うことを予定しております。ヒアリングの実施は令和2年10月1日(木)を予定しています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、ヒアリングの出席者は原則、管理責任者となる者等を含む2名以内とし、時間は20分以内で、その後質疑応答(10分程度)を予定しています。

ヒアリング審査の時間等の詳細案内は、令和2年9月28日(月)までに電子メールにて、企画提案書等の提出を行った参加事業者に連絡します。

なお、参加申込者が多数の場合は提出書類にて予備審査を行い、ヒアリングに参加事業者を5者程度に選定する予定です。結果については、令和2年9月28日(月)までに、すべての事業者へ電子メールで通知します。

## (3) 選考結果

選考結果は、令和2年10月12日(月)までに参加事業者に電子メールで通知します。

## (4) その他

- ① ヒアリング審査でプロジェクター等(RBG端子、HDMI端子対応)が必要な場合は、「3 担当課」に事前に連絡してください。電源、プロジェクター及びスクリーンについては市で用意しますが、パソコン(変換コネクタ等含む)については各参加事業者にて用意してください。
- ② 審査委員会での選考は非公開とします。
- ③ 選考結果に対する異議申立ては受理しません。

## 9 結果の公表

選考結果については、川越市ホームページで公表する予定です。

## 10 契約の締結

本業務の受注候補者に選定された事業者は、川越市契約規則に基づき、当市と協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとします。なお、受注候補者と協議が整わない場合、川越市は受注候補者以外の提案者と順次契約に関する協議を行います。

## 11 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出書類に不足があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額を超えている場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

## 12 閲覧資料

プロポーザル公募期間中は下記の資料を閲覧できるものとします。川越市役所本庁舎5階都市景観課にて閲覧できるものとします。

- (1) 平成28年度 歴史的建造物流通促進システム構築調査業務委託報告書
- (2) 平成29年度 歴史的建造物流通促進システム構築支援業務委託報告書
- (3) 令和元年度 歴史的建造物所有者と活用希望者等のマッチング方式の構築業務委託報告書

## 13 関連資料

関連事業を川越市ホームページに掲載していますので、ご参照下さい。

- (1) 景観重要建造物等関連資料  
[https://www.city.kawagoe.saitama.jp/shisei/toshi\\_machizukuri/machizukuri/toshikeikan/jyu-ken.html](https://www.city.kawagoe.saitama.jp/shisei/toshi_machizukuri/machizukuri/toshikeikan/jyu-ken.html)
- (2) 文化創造インキュベーション施設（旧川越織物市場整備事業）関連資料  
[https://www.city.kawagoe.saitama.jp/shisei/toshi\\_machizukuri/machizukuri/orimonoshijo.html](https://www.city.kawagoe.saitama.jp/shisei/toshi_machizukuri/machizukuri/orimonoshijo.html)

## 14 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用はすべて参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類の提出後の修正及び変更は一切認めません。
- (3) 「業務経歴書（様式3）」、「実施体制調書（様式4）」の内容については、必要に応じて契約書や証明書の写し等、記載の内容を証明する書類を川越市に提出していただくことがあります。
- (4) 川越市と契約を締結する事業者は、予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めないものとします。

- (5) 川越市と契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表（様式6）」に記載する内容を基に川越市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、川越市の許可なく業務工程の変更はできないものとしします。
- (6) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属します。ただし、川越市がこの公募型プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとしします。
- (7) 提出された書類は返却しません。
- (8) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川越市情報公開条例（平成8年条例第15号）に基づき提出書類の公開について判断します。